

第6章 重層的支援体制整備事業実施計画

1 計画の位置づけ

朝霞市地域福祉計画では「地域共生社会の構築」を主要な施策の一つとしており、高齢者、介護、障害者、こども・子育て、生活困窮といった各分野の相談支援体制を維持しながら、分野横断的に連携・協働する包括的な相談・地域づくり支援体制を整備することとしております。

また、支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対しては、積極的なアウトリーチ活動を行い、既存制度では対応できない狭間のニーズに対しては、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援等を行うこととしています。重層的支援体制整備事業は、社会福祉法第106条の3に規定されており、こうした体制整備の一環として位置付けられています。

なお、この第6章を、本市の「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけ、取組を推進します。

2 計画期間

計画期間は、「第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画」と同じ令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

3 重層的支援体制整備事業の位置づけ

社会福祉法と朝霞市地域福祉計画における重層的支援体制整備事業の考え方は以下に示すとおりです。

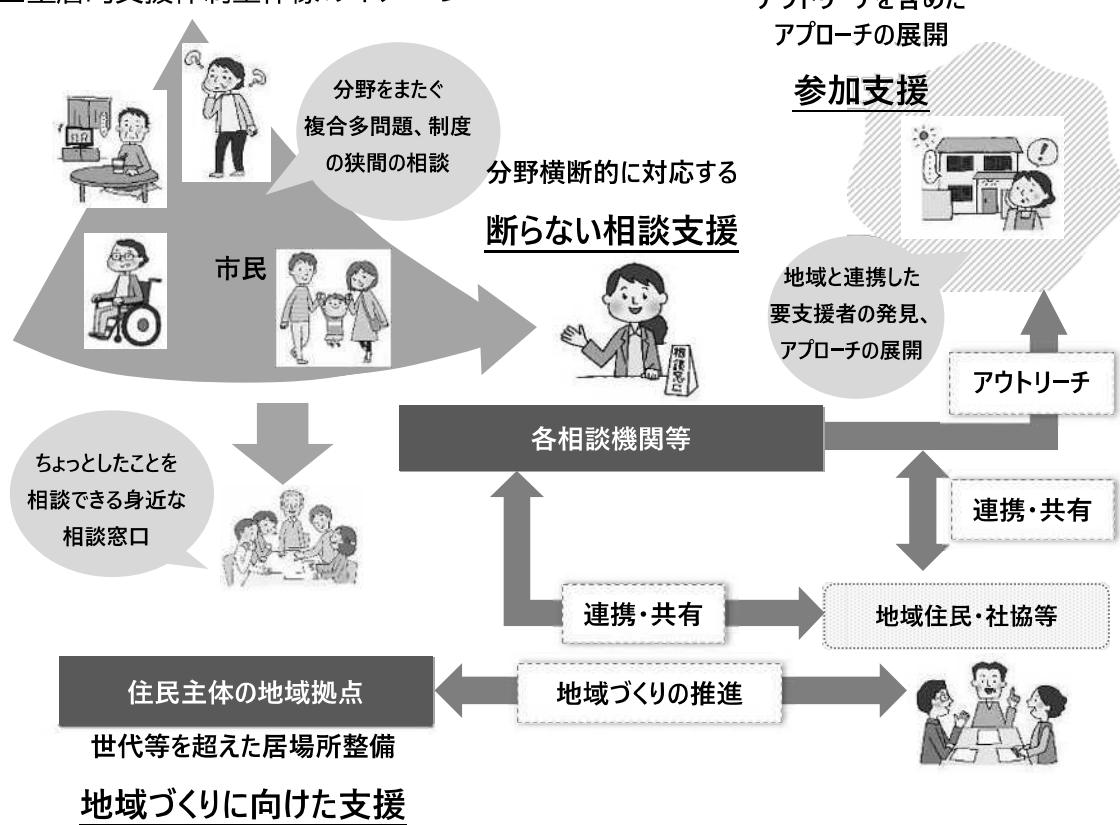
理念・考え方	地域共生社会の実現 (第4条第1項)
朝霞市地域福祉計画 の基本理念	支え合いの心を育み、 誰もが地域でつながるまち
方針・体制	分野横断の包括的な支援体制の整備 (第106条の3)
手段・事業	重層的支援体制整備事業の実施 (第106条の4)



4 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業とは、既存の相談支援等の取組を活かしながら、地域住民の複雑化、複合化した地域の生活課題に対応する包括的な支援体制の構築に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業です。

■重層的支援体制全体像のイメージ



5 現状と課題

本市は、都心への交通利便性が高いことなどから、人口は増加傾向にある一方で、住民同士のつながりや地域コミュニティの希薄化が進み、多様な主体が関わり合う地域の絆を取り戻すことが重要な課題となっております。

こうした状況の中、8050 問題や介護と育児のダブルケアなどの複雑化・複合化した問題やひきこもりやヤングケアラーなど、分野別の制度には合致しにくい制度の狭間にある問題に対応していくため、包括的な支援体制を構築し、重層的支援体制整備事業を実施し、地域共生社会の実現に繋げていく必要があります。



6 具体的な取組

(1) 重層的支援体制整備事業の構築

本市では、重層的支援体制整備事業の具体的な実施に向け、相談支援の連続性の補強や、多機関連携の強化など、分野横断的な支援が切れ目なく行える体制づくりを進めています。

現状、福祉総合相談窓口をはじめとする各相談窓口において、複合的な相談内容も受け止めており、必要に応じて適切な相談窓口・機関につなげる体制をとっています。

今後も、既存の各窓口において、従来どおり個別分野を中心とした相談対応を行うとともに、複合的・分野横断的な内容については、柔軟に庁内連携、あるいは他機関との連携を図り、課題の早期解決につなげます。

(2) 包括的相談支援事業

市の福祉総合相談窓口をはじめとして、高齢・障害・こども・生活困窮などの各相談支援機関は、相談者の属性に関わらず幅広く相談を受け止め、支援機関全体で支援に取り組みます。また、内容に応じて全庁的連携と他機関連携のもと、包括的な相談支援を実施します。

(3) 参加支援事業

複合課題を抱える方は、地域社会とのつながりが希薄化し、社会的に孤立している場合があるため、地域社会との繋がりを築くことを支援します。課題に応じて、既存の地域の社会資源や居場所などへのつなぎや社会資源の創出などを行い、多様な社会参加の実現に取り組みます。

(4) 地域づくり事業

これまでの高齢・障害・こども・生活困窮における各分野の地域づくり支援の事業を連携させ、世代や属性を超えて交流できる多様な場や居場所、交流機会づくりに向けたコーディネートなどを通じて、地域での多様な交流の活性化を図ります。

(5) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

自ら相談の窓口に行けない方など、支援が届きにくい潜在的な相談者に対する支援に向けて、アウトリーチ等を通じて本人との関係づくりを行い、地域や支援機関と連携し、対象者の把握と支援への橋渡しを図ります。関係機関との連携が必要な場合は、支援会議等を活用し、多職種連携によるアプローチに取り組みます。



(6) 多機関協働事業

単独の相談支援機関や各分野の相談支援機関相互の連携のみでは対応が難しい複雑化・複合化した課題等について、会議を開催し、支援の方向性や支援機関ごとの役割を整理する等、事例全体の調整機能を担います。

■重層的支援体制整備事業と朝霞市の既存事業の関係

機能	国で示す既存制度の 対象事業等		担当課
包括的相談 支援事業	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターの運営(6か所)	長寿はつらつ課
	障害者相談支援事業	障害者相談支援事業	障害福祉課
	利用者支援事業	妊娠・出産包括支援事業	こども家庭センター
		児童福祉に係る相談	こども家庭センター
	自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援事業	福祉相談課
参加支援事業			
地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	朝霞市介護予防・日常生活支援総合事業	長寿はつらつ課
	生活支援体制整備事業		長寿はつらつ課
	地域活動支援センター事業	地域活動支援センター	障害福祉課
	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	保育課
	生活困窮者等のための 地域づくり事業	学習支援、フードバンク、 こども食堂	福祉相談課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業			
多機関協働事業			



7 推進に向けて

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、重層的支援会議と個別支援会議の設置を目指すとともに、他の関連会議や個別支援会議等と連携を図ります。

また、計画の進行管理は朝霞市地域福祉計画の進捗管理や評価と併せて行います。

・重層的支援会議

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものです。

重層的支援会議は、案件ごとに構成メンバーを決定し隨時開催とします。

・個別支援会議

本人同意が得られない段階で支援体制の検討が必要な場合などにおいては、守秘義務を課した支援会議を実施して円滑な支援につながるよう努めます。



第7章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行うことによって、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

平成12年（2000年）から導入されましたが、全国的に成年後見制度が十分に活用されていない状況を踏まえ、国では、平成28年（2016）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が施行され、平成29年（2017）年に「第1期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。令和4年（2022）年には、更なる施策の推進を図るために「第2期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されています。

促進法において、市町村は、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとされているため、「朝霞市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この第7章を、促進法第14条に基づく本市の「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付け、成年後見制度の利用促進に関する施策について、基本的な計画を定めるものです。

成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。



3 計画期間

計画期間は、「第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画」と同じ令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

4 成年後見制度の概要

認知症や知的障害、精神障害などにより、財産の管理や必要な福祉サービスの利用契約を結ぶことが難しい方々のために、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人に代わり、本人の意思を尊重した上で、心身の状態や生活状況に配慮しながら個人の権利を守り、生活を支援するための制度です。

①法定後見制度

既に判断能力が低下している方のための制度です。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの支援内容に分かれ、本人や親族等の申立てにより、家庭裁判所が本人の支援者として適切な方を選任します。

- たとえばこんな時・・・
- ・預貯金の引き出しなど、金融機関での手続きが自分ひとりでできない
 - ・訪問販売や悪徳商法の被害に何度もあってるので防止したい
 - ・知的障害のこどもに関する手続きは、親である自分が行いたい。そして、自分が死亡した後は安心できる人にみてもらいたい など

②任意後見制度

将来、判断能力が衰えたときに備えて、「誰に何を頼みたいのか」などをあらかじめ決めておく制度です。判断能力があるときに、公証役場で公正証書を作成して、任意後見人となる人（任意後見受任者）と任意後見契約を締結しておきます。

判断能力が低下した時点で、家庭裁判所に申立てを行うことにより任意後見監督人が選任され、あらかじめ決めておいた任意後見人が、本人のために活動を開始します。

- たとえばこんな時・・・
- ・将来認知症になつたり、病気で倒れたときに、介護に関することなどの手続きを誰かに頼みたい
 - ・まだ判断能力はしっかりしているが、一人暮らしのため将来が不安 など



5 現状と課題

朝霞市では、65歳以上の高齢者人口と要介護認定者数は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。また、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数も増加傾向にあります。

一方で、アンケート調査では、成年後見制度を知らない、とする割合が7割強と高く、また将来制度を利用したいかわからないとする人の理由として、「制度の内容や利用方法がよくわからない」が最も高くなっています。

今後は、成年後見制度についての周知をはじめ、制度を必要とする人が安心して相談できる窓口の整備や制度の円滑な利用に向けた体制づくりが求められます。

①成年後見制度の利用状況

朝霞市に住民登録している人の制度利用者数は、令和6年中は155人であり、要介護認定者及び療育手帳・精神保健福祉手帳所持者のうち、約0.2割程度の利用率となっています。

■成年後見制度利用者数						(単位：人)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
後見	116	123	126	125	128	
保佐	21	20	22	25	23	
補助	1		1	3	3	
任意後見	0	2	2	1	1	
合計	138	145	151	154	155	

資料：さいたま家庭裁判所による市区町村申立件数等調査結果より

②市長による申立て件数、申立費用及び報酬助成の実施状況

朝霞市では、成年後見制度の利用にあたり、家族や親族等による申立てが期待できない方に対して、市長による申立てや、市長による申立てのうち成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対して、報酬助成を行っています。

なお、市長による申立事務件数や報酬助成対象者数は増加傾向にあり、令和6年は市長による申立て件数が12件、令和6年度の報酬助成人数は14人となっています。



■市長申立て件数推移

(単位：件)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
高齢者	5	7	7	6	9
障害者	2	3	1	2	3

資料：埼玉県による成年後見制度利用状況等調査結果より

■市長申立て費用助成人数推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者	8	5	8	6	9
障害者	3	1	1	3	5

■報酬助成人数推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者	6	6	5	4	6
障害者	0	2	3	4	8

6 具体的な市の取組

(1) 成年後見制度の普及・啓発

成年後見制度による支援を必要とする方が安心して利用できるよう、相談窓口を設けて相談支援を行うとともに、制度の周知と正しい理解の促進を図るため、普及・啓発活動に取り組みます。

(2) 中核機関の設置

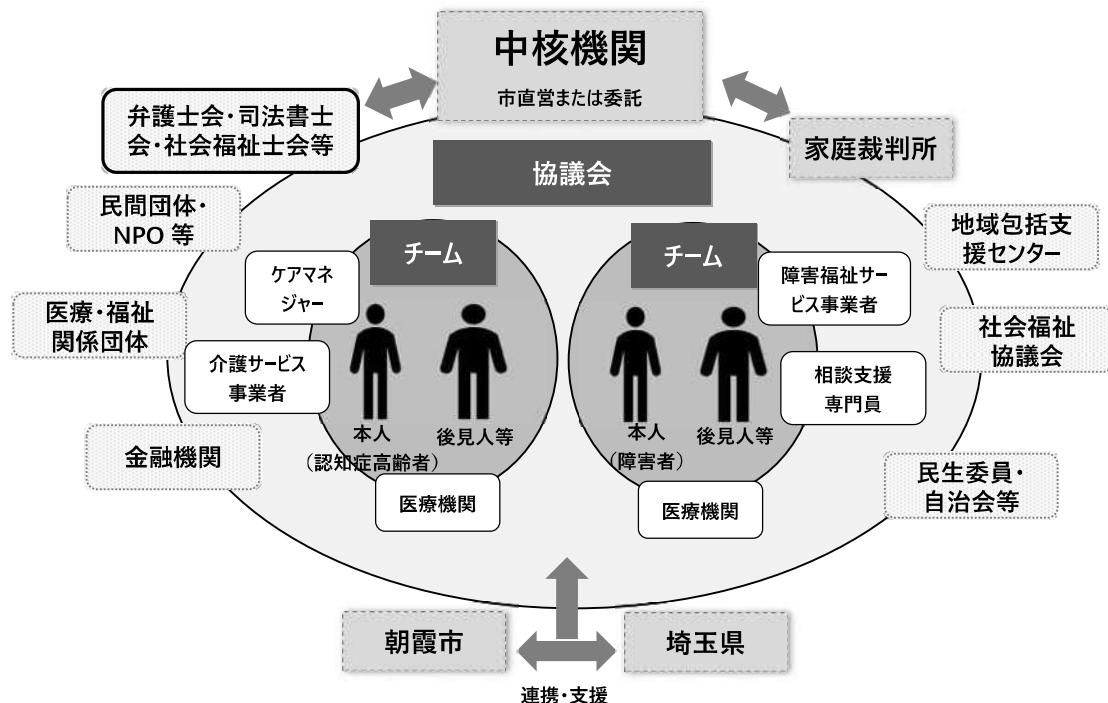
権利擁護支援を必要とする方を適切な支援に繋げるために、各関係機関やチームで構成された「地域連携ネットワーク」の中心となって全体のコーディネートを行うための「中核機関」の運営主体を検討し、設置します。社会福祉協議会への委託等、様々な運営主体があります。まずは早期に、成年後見制度利用促進法第14条第2項に基づく審議会の設置を進め、中核機関の在り方を検討します。

●地域連携ネットワークとは

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、適切に必要な支援に繋げる地域連携の仕組みです。従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、司法も含めた連携の仕組みを構築し、多職種が連携して個々の支援等に関する体制づくりを目指します。



■地域連携ネットワークのイメージ図（厚労省資料を基に作成）



地域連携ネットワーク及び中核機関が担う具体的機能

地域連携ネットワークの3つの役割	中核機関の4つの機能
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	広報機能
早期の段階からの相談・対応体制の整備	相談機能
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進機能 後見人支援機能

(3) 成年後見制度利用支援事業の推進（市長申立て、申立費用・報酬助成）

市長による審判請求（市長申立て）、申立費用及び後見人等の報酬助成の取り組みを進め、制度を必要とする方が円滑に利用に繋がるよう支援します。



(4) 市民後見人の養成、法人後見事業の推進

制度利用の需要増加が見込まれる中、専門職及び親族以外の地域住民が成年後見人等として活躍できるよう、市民後見人の養成及びフォローアップ体制を、社会福祉協議会とともに整備します。また、法人後見事業の適正な実施のため法人後見事業運営委員会において社会福祉協議会と協力し、法人後見事業の活動を支援します。

■指標と目標（再掲）

指標	現状	目標
	令和6年度	令和12年度
中核機関の設置	検討	設置

7 推進に向けて

本計画の推進にあたっては、国や県、関係機関・団体等と連携するとともに、府内関係部局等と緊密に連携しながら、制度利用の促進を図ります。

また、計画の進行管理は朝霞市地域福祉計画の進捗管理や評価と併せて行います。



第8章 再犯防止推進計画

1 計画の位置づけ

近年、犯罪件数の総数は減少傾向にあるものの、再犯者の割合が高い状況にあり、社会復帰後の支援の充実が喫緊の課題となっています。

犯罪をした人の中には、貧困、虐待など家庭環境の問題だけでなく、必要な医療や福祉的支援を受けられないことが要因となるケースなど、様々な生きづらさや困難を背景としています。そのため、再犯防止には、医療や福祉だけでなく、住まいの確保や就労支援など、自立した生活基盤を得られるよう、地域ぐるみの包括的な支援と見守りが重要です。

そこで、この第8章を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき市が定める「朝霞市再犯防止推進計画」と位置づけ、取組を推進します。

2 計画期間

計画期間は、「第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画」と同じ令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

3 現状と課題

朝霞市では、検挙者数に占める再犯者の割合（再犯者率）が増加しており、犯罪や非行の繰り返しを防ぐことが課題です。犯罪に至る要因として、家族や地域社会との繋がりが希薄であり、孤立しているといった問題を抱えている人も少なくありません。

このような犯罪の繰り返し食い止めるためにも、保護司の活動の促進を図るとともに、市民の関心と理解を深めるよう、広報・啓発活動に努めます。



99

音声コード

音声コード

4 具体的な市の取組

(1) 相談支援の充実

犯罪をした人やその家族が抱える複雑・複合化した相談を福祉総合相談窓口をはじめとする各相談支援機関により包括的に受け、生活困窮相談や福祉サービス等の支援を適切に受けられる体制づくりに取り組みます。

(2) 地域での安定した生活基盤の確保

関係機関、団体、企業等と連携し、就労支援や居住支援相談等による住まいの相談など、地域での安定した生活基盤の確立に向けた包括的な支援に取り組みます。

(3) 更生保護活動への支援

犯罪や非行からの立ち直りを支える地域の更生保護活動を推進するため、保護司や更生保護女性会などの関係団体への支援活動を行います。また、保護司の地域拠点となる更生保護サポートセンター等の機能強化に向けて、朝霞地区保護司会とも連携しながら、保護司が安全で活動をしやすい環境の整備に努めています。

(4) 各啓発運動への支援

保護司や更生保護女性会などの関係団体が実施する犯罪・非行の防止、再犯防止に向けた社会を明るくする運動等の啓発活動を支援し、再犯防止活動に対する市民の関心を深めていきます。また、学校との連携による非行防止教室などの開催を通じて、青少年の健全育成や立ち直り支援の重要性について、地域の理解と関心を高めます。

5 推進に向けて

本計画の推進にあたっては、国や県、関係機関・団体等と連携するとともに、府内関係部局等と緊密に連携しながら、切れ目ない支援の実施を図ります。

また、計画の進行管理は朝霞市地域福祉計画の進捗管理や評価と併せて行います。



資料編

- 1 朝霞市地域福祉計画推進委員会条例（予定）
- 2 朝霞市地域福祉活動計画推進委員会要綱（予定）
- 3 朝霞市地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会名簿（予定）
- 4 計画の策定経過（予定）
- 5 計画の策定体制（予定）
- 6 市民コメントの結果と対応（予定）
- 7 用語説明



101

音声コード

音声コード

	用語	内容
あ	アウトリーチ支援	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対して、積極的に働きかけて支援する方法。
	青色防犯パトロール	青色灯を点灯し、主に学校や公共施設、住宅街などをパトロールし、防犯につとめるもの。
	インクルーシブ	「すべてを含む」「包括的」という意味で、障害の有無、性別、国籍、年齢などに関わらず、多様な人々が互いの違いを尊重し合い、分け隔てなく共生しようとする考え方。
	Instagram	写真や動画を投稿・共有するSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のひとつ。
	SNS	英語のsocial networking service の略で、登録された利用者同士が交流できるweb サイトの会員制サービスのこと。
	NPO	英語のNon Profit Organization の略で、直訳すると「利益を配分しない組織、非営利団体・法人」。地域のためになる活動を、会社のような組織として行う団体。そのうち、特定非営利活動促進法（通称NPO 法）に基づく法人格を取得した団体は、特定非営利活動法人（通称NPO 法人）という。
か	介護予防	要介護状態となるのを防いだり、要介護状態の人が重度化するのを防ぎ、改善を図ること。
	家庭裁判所	夫婦や親子間の問題（家事事件）と、20歳未満の少年が非行を犯す事件（少年事件）を専門に扱う裁判所。
	虐待	高齢者、障害のある人、こどもなど、自分の保護下にある人に対し、日常的に身体的、精神的な圧迫や過度な制限を加えること。直接的な暴力をはじめ介護放棄、育児放棄、食事を与えない、金銭的な自由を奪うといった嫌がらせや無視など、多様な形態がみられる。
	共同募金運動	「赤い羽根」をシンボルとする、社会福祉を目的とするさまざまな民間団体（NPO、ボランティア団体など）を支援するための募金活動の名称。
	居住支援法人	住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など）が民間賃貸住宅に入居できるよう、家賃債務保証、住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援を行う法人。都道府県が指定する。
	ケースワーカー	精神的・肉体的・社会的な面で何らかの支援を必要とする人の相談相手となって、解決指導に当たる人のこと。
	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を指し、平均寿命から、不健康な期間を差し引いたもの。
	公証役場	公証人が執務する事務所。公正証書作成や私文書の認証、確定日付の付与などを行う。

用語	内容
公正証書	私人（個人又は会社その他の法人）からの嘱託により、公証人がその権限に基づいて作成する文書のこと。
更生保護	犯罪をした人や非行のある少年が、実社会の中で一般社会の一員として、健全で安定した生活を送ることができるよう、必要な指導と援護を行い、その再犯を防ぎ、これらの人たちの立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動のこと。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。
こども食堂	地域のこどもや保護者を対象に無料または低価格で食事を提供するコミュニティのこと。主にNPO 法人や地域住民によって運営されている。
子どもの貧困	生まれ育った環境によって、多くの家庭では当たり前の生活環境や教育の機会が得られない子どもたちの状況を指す。
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	地域において生活上の課題を抱える個人や世帯等に対し、見守りや課題の発見、相談援助など、そのような人たちが地域の中から孤立しないように必要なサービスや関係者、専門機関へのつなぎなどの中心的な役割を担う人や機関のこと。地域の多様な生活課題に向けての新たな支援の仕組みづくりなども行う専門職。
さ	<p>災害ボランティアセンター</p> <p>日ごろから地域で各種福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力等、地域特性を踏まえた独自の事業を行い、地元の自治会・町内会、ボランティア団体等との密接した連携を保っている社会福祉協議会が、災害時に、ボランティア活動に関わっている人やNPO、行政と協働で災害ボランティアセンターの設置・運営を行うこと。</p>
	サロン
	高齢者や子育て世代等の集い・通いの場。地域住民が主体となって運営を行い、身近な地域での孤立を防ぐなど、様々な交流の機会となる活動。
	自主防災組織
	地震等の大規模災害に備え、自治会・町内会単位で、いざという時の役割分担や行動内容の確認、防災訓練の実施等を行う、地域ぐるみで防災活動に当たる組織。
	シニアクラブ
	高齢者が仲間とともに趣味活動や社会奉仕などの活動を通じて、健康的な増進や教養の向上を図り、生きがいのある楽しい生活を送ることができるよう、さまざまな活動を行う組織。
	市民後見人
	家庭裁判所から成年後見人等として選任された、弁護士・司法書士などの資格を持たない一般市民のこと。

用語	内容
社会福祉協議会	誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる「福祉のまちづくり」を推進している民間団体。
社会を明るくする運動	犯罪や非行のない安全で安心な社会を目指す、地域に根ざした国民運動。
重層的支援体制整備事業	既存の相談支援等の取組を活かしながら、地域住民の複雑化、複合化した地域の生活課題に対応する包括的な支援体制の構築に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。
住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯など、さまざまな理由で賃貸住宅を借りることが困難な人々のこと。
生涯学習社会	生涯を通じて、いつでもどこでも自由に学習機会を選び、その成果を適切に評価・活用できる社会のこと。
障害者手帳	身体障がい、知的障がい、精神障がいの人が、公的な福祉サービスや各種支援を受けるために交付される手帳。
小地域福祉活動	自治会や小学校区など身近な地域で、住民が主体となって地域課題の解決を目指す福祉活動。
シルバー人材センター	高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域の活性化に貢献する組織。
新型コロナウイルス感染症	重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2 (SARS-CoV2)による感染症。2020年1月、WHOにより国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態が宣言された。日本では2023年5月、5類感染症に移行したが、ウイルスの変異により、流行を繰り返している。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するもの。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。
生活支援コーディネーター	支援を必要としている高齢者と地域で活動しているボランティアを結びつけたり、各生活圏域の協議体の活動を支援したりする専門職。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒など生活習慣が、発症・進行に関与する疾患群であり、がん（悪性新生物）、心疾患（狭心症や心筋梗塞などの心臓病）、脳血管疾患（脳梗塞やくも膜下出血などの脳の病）などの病気が含まれる。
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある人の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患有する人のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付する手帳。

	用語	内容
	成年後見制度	判断能力の不十分な認知症高齢者や障害のある人等を保護するための民法上の制度で、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約を適切な保護者（後見人・保佐人・補助人）が代行して行うことで、本人の権利を守る制度。
	総合相談窓口	対象を限らず、ワンストップで相談を受け、必要に応じて関係部署につなぐ役割を果たす窓口。
た	ダブルケア	子育てと介護を同時に担う状態のこと。
	多文化推進センター	朝霞市からの依頼で、通訳・翻訳・文化交流の活動をしていただく方のこと。
	地域共生社会	地域住民や地域の多様な主体が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
	地域包括支援センター	介護保険法により設置され、地域の保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援する中核機関。介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援をはじめ、「地域ケア会議」の開催等を行う。
	地域包括ケアシステム	医療、介護、健康づくり、介護予防、住まい、生活支援等、地域の多様なサービスを有機的に連携させ、地域全体で高齢者や障害者をサポートする地域の包括的な支援・サービス提供体制。
	DV（ドメスティックバイオレンス）	英語のDomestic Violence の略で、直訳すると「家庭内暴力」。配偶者や恋人、親子など、親しい関係の人から加えられる暴力。
	デマンド交通	利用者の予約に応じて運行する地域公共交通のこと。
な	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を、日常生活の中で温かく見守ることができる人のこと。 養成講座の受講を通じて、サポーターとなることが可能。
は	パートナーシップ・ファミリーシップ制度	一方または双方の性自認が戸籍上の性別と異なるものまたは性的指向が異性のみではないお二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合う関係であることを市に届け出ると、市から「届出受領証明書」と「届出受領証明カード」を交付する制度。
	8050問題	80代の親と50代の子どもが同居し、親の年金や資産に依存して生活する世帯で生じている社会問題。
	バリアフリー	日常生活や社会生活における物理的な障害や、心理的な障壁などを取り除くこと。
	ハローワーク（公共職業安定所）	国が所管する、職業紹介事業を行う機関。職業紹介や就職支援のほか、雇用保険に関する各種手当・助成金の支給、公共職業訓練の斡旋、職業安定関係の業務等を行う。

	用語	内容
ま や	ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている状態のこと。
	避難行動要支援者	災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援をする人。
	避難行動要支援者台帳	避難行動要支援者のうち、関係機関（市、社協、消防署、包括支援センター、自治会・町内会等）で情報共有すること等に同意の意思を示した人の情報を登録したもの。
	福祉タクシー	身体障害のある人の移動をサポートする車両。介護保険の適用がなく、利用者の乗降介助等を行わない。
	福祉避難所	避難所生活を余儀なくされた要配慮者が、介護等の専門的な支援を受けながら避難所生活を送るための施設。
	プッシュ型・アウトリーチ型	支援が必要な方へ、能動的に働きかけて情報やサービスを届けること。
	不登校	何らかの 心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、病気や経済的な理由以外で、年間30日以上学校を欠席した児童生徒の状態。
	振り込め詐欺	架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座等を利用し、不特定多数の者から現金をだまし取る犯罪。
	法人後見	社会福祉法人やNPO法人など法人が成年後見人等となり、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人を支援する制度。
	保護司	地域社会の中で、ボランティアとして、犯罪をした人や非行のあった少年の立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行う等、更生保護行政の重要な役割を担っている。
ま	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動に従事すること。地域での社会福祉に関わる相談対応や、高齢者の相談・見守り、児童虐待の防止・早期発見等、様々な地域課題に対応している。
や	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと。
	UR都市機構	都市の整備改善やUR賃貸住宅の供給・管理を行う国土交通省所管の独立行政法人。
	YouTube	インターネット上の動画共有サービス。Youは「あなた」、「Tube」はブラウン管（テレビ）の意。
	ユニバーサルデザイン	性別、年齢、障害の有無、文化、言語、国籍といった様々な差異を問わず、誰もが利用することができるよう施設・製品・情報等を設計（デザイン）すること。

	用語	内容
ら	LINE	スマートフォン、携帯電話、パソコン、タブレットで使用することができる無料のコミュニケーションツールのこと。
	療育手帳	知的障害のある人に対して支援・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、申請のあった一定の知的障害がある人に対し、埼玉県療育手帳制度要綱に基づき、その障害程度を判定し、県知事が交付するもの。
わ	ワークショップ	一般的に、体験型セミナー・会議と言われ、参加者同士で話し合いながら、理解を深めたり、案を作り上げるための会議の進め方を指す。